

仕様書

1 件 名 社会福祉法人黎明会「熱海ゆとりあの郷広報誌ゆとりすと（2021年度）」
作成・広報宣伝等業務

2 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所 発注者が指定する場所

4 受託要件

- (1) 介護付有料老人ホームおよび社会福祉法人に関する広報誌の制作、雑誌・新聞広告の制作等の広報実績が過去10年間において4年間以上の実績を有すること。
- (2) 介護付有料老人ホームに関する運営のしくみ、セールスポイント、その他の特性を理解していること。
- (3) 上述の(1)から(2)に示す基準に基づき、本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ実施できること。
- (4) 「6 委託内容」に示す業務履行に必要な人員を配置できること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証又はプライバシーマークを取得していること。

5 発行形態

(1) 「ゆとりすと定期号」

- | | |
|------|--------------|
| ①判 型 | A4判 |
| ②頁 数 | 広報誌：8頁／チラシ2頁 |
| ③用 紙 | 上質紙 |
| ④刷 色 | オールカラー |
| ⑤製 本 | 中綴じ製本 |
| ⑥部 数 | 3,000部程度／1回 |

※発行部数による増減によって委託金額に変更は生じないこととする。

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ⑦発行回数 | 5月、7月、9月、11月、1月、3月の6回発行（隔月15日頃発行） |
| ⑧納品場所 | 発注者が指定する場所 |
| ⑨そ の 他 | 読者用はがき印刷あり |

(2) 「ゆとりすと特別号」

- | | |
|------|--------------|
| ①判 型 | A4判 |
| ②頁 数 | 広報誌：4頁／チラシ2頁 |
| ③用 紙 | 上質紙 |
| ④刷 色 | オールカラー |
| ⑤製 本 | 中綴じ製本 |

- ⑥部 数 3,000部程度／1回
※発行部数による増減によって委託金額に変更は生じないこととする。
- ⑦発行回数 4月、6月、8月、10月、12月、2月のうち5回発行
(隔月15日頃発行)
- ⑧納品場所 発注者が指定する場所
- ⑨その他 読者用はがき印刷あり

(3)「ゆとりすと特別号(「婦人公論」抜き刷り版)」

- ①判 型 A4判
- ②頁 数 チラシ2頁
- ③用 紙 上質紙
- ④刷 色 オールカラー
- ⑤部 数 3,000部程度
※発行部数による増減によって委託金額に変更は生じないこととする。
- ⑥発行回数 年1回発行
- ⑦納品場所 発注者が指定する場所
- ⑧その他
 - ・読者用はがき印刷あり
 - ・別途作成される「ゆとりすと特別号(「婦人公論」抜き刷り版)」と併せて発送すること。

6 委託内容

(1) 実施体制

本委託業務について、受託者は必要な人員を確保し、万全な体制で履行にあたること。

- ① 統括責任者
統括責任者を配置し、適切に進行管理を行うこと。
- ② インタビュアー(掲載記事の執筆者)等
 - (ア) 受託者は、取材にあたって対象者の負担軽減や時間短縮による効率的な取材体制をとること。
 - (イ) 入居者への取材では、インタビュアー、その他スタッフ(協力要請や事前調整を行った者を含む)から成る複数者の体制とすること。
 - (ウ) インタビュアーについては、以下の要件を満たす者を配置することとし、配置にあたっては、事前に発注者の承認を得ること。
 - ・高齢者福祉制度及び介護保険制度等に精通していること
 - ・社会福祉法人の広報に係る原稿作成のノウハウを有していること
 - ・介護付有料老人ホームの入居者に対する取材経験を有していること
- ③ 監修
受託者は、記事内容に応じ有資格者(社会福祉士等)や高齢者福祉に係る行政計画策定経験者等の監修を受けられる体制を整えること。

④ ユニバーサルデザイン

受託者は、誌面制作においてユニバーサルデザインに配慮することとし、メディアユニバーサルデザインアドバイザーを配置すること。

(2) 全体計画の作成

- ① 受託者は、発注者との協議の上、広報誌の内容、構成の企画・作成、取材等にかかる全体計画を作成し、進行管理に努めること。
- ② 全体計画書にはスケジュール、実施体制、原稿作成及び取材に関する実施内容、原稿作成及び取材の実施方法等を含むこと。
- ③ 詳細な内容については発注者と協議の上で決定すること。なお、発注者の要望に応じ臨機応変にスケジュール変更に応じること。

(3) 編集・デザイン

- ① 企画提案、文章作成、イラスト（地図・表・グラフ等を含む。）作成など一連の編集業務及びレイアウト・デザイン制作業務を行うこと。
- ② デザイン案等については発注者の了解を得るまで複数案提示すること。

(4) 取材・写真撮影

- ① 取材・写真撮影については、受託者が相当回数を行い、発注者の意向が十分に反映された成果物を提出すること。また、取材先との連絡調整は統括責任者が行うこと。
- ② 受託者は、本業務において、入居者及び関係者への取材・調整等を行う際に、以下の(ア)から(エ)までの事項に留意すること。
 - (ア) 取材対象者の選定については、過去の広報誌発行内容を把握した上で取材対象者の誌面掲載回数などに最大限配慮し調整を行うこと
 - (イ) 取材対象者に関する事前の予備情報等を幅広く収集した上で業務にあたること
 - (ウ) 受託者として、真摯な態度で取材に臨み、取材対象者や職員へ不快感を与えることのないよう心掛け、誤解を招く言動等は厳に慎むこと
 - (エ) 取材対象者から苦情等の申し出を受けた場合は、実施体制の見直しを含めて、迅速かつ真摯に対応した上で、発注者に報告すること

(5) 校正・色校正

- ① 受託者は、発注者から指定された日時までに校正原稿を完成させ、PDFデータ等をEメール等で本発注者へ送付すること。
- ② 色校正については、発注者と受託者双方が印刷されたものの色調、文字化け、汚れなどをチェックし確認後校了する。なお、修正が必要な場合は受託者の作業として速やかに修正を行うこと。

(6) 宛名ラベル貼付・封入・封緘

受託者は、発注者から提供される配布対象者リストに基づき宛名ラベルを作成すること。また、作成した宛名ラベルをPP袋に貼付し「5 発行形態」に示す広報誌を封入すること。

(7) 発送

受託者は、封入・封緘を終えた広報誌を対象者へ発送すること。なお、発送に係る費用は委託費に含まれることとする。

7 新型コロナウイルス感染防止への対応

本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。また、契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受託者及び発注者間において、契約金額の変更、履行期限の延長のための協議を行う。

8 成果物の帰属等

本委託にかかる成果物の取扱いは、次のとおり定める。

- (1) 本委託の成果物（文章、デザイン・レイアウト、イラスト、写真等の著作物を含む。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）は、業務完了の時をもって受託者から発注者に移転及び帰属するものとする。
- (2) 使用するイラスト、写真等は、国内外における著作権関係法令に抵触しないこと。
- (3) 受託者は、成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならないこと。但し、発注者が承認した場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、発注者が当該広報誌の内容を利用目的の変更に伴い改変しようとするときは、それに同意すること。
- (5) 受託者は、本委託の成果品が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、万が一第三者の著作権等に抵触し、紛争が生じた場合等は受託者の責任と負担において処理するものとする。

9 再委託の取扱い

受託者は、委託業務の全部または主要な部分を発注者の承諾なしに第三者に委託してはならない。

10 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、関係法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証又はプライバシーマークを取得していること。受託にあたっては認証を証明する書類を提出すること。
- (3) 秘密の厳守等
受託者は、取材内容等が外部に漏洩することの無いように、発注者からの貸与物品（電子データを含む）及び成果物の管理に十分注意すること。また、取材結果を本委託の目的以外に使用しないこと。
- (4) 信用失墜行為の禁止
受託者は、本委託の履行にあたり不正な行為をするなど、発注者の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (5) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上で決定し、処理するものとする。

以上